

<裁判例 No.2 2 >

東京地裁令和5年5月29日

【出典】

金融・商事判例1678号26頁

証券取引被害判例セレクト60巻200頁

消費者法ニュース137号111頁

裁判所ウェブサイト掲載判例

【取引類型】

仕組債

仕組債1：公募の為替連動債

仕組債2：私募のEB債（他社株転換可能債券）

【原告の属性】

昭和28年生まれ的女性（本件取引は平成26年、27年）。本件取引当時は、無職で収入なし。米ドル建てMMF（本件仕組債2のようなリスクが大きい商品ではないと判示）、ハイパーブル・ベア投資信託（株式市場の値動きの予測能力として本件仕組債2ほど高度な能力は要求されないと判示）の投資経験あり。資産として預貯金3000万円など金融資産3700万円あり。

【違法要素】

1 適合性原則

仕組債1 ×

為替変動リスクが関係する投資経験あり

基本的な仕組み及びリスクについて理解していた

財産状態からみても過大な危険を引き受けたとはいえない

総合取引申込書記載の投資目的にも合致

仕組債2 ○

同程度のリスクや複雑さを備えた金融商品への投資経験がない

仕組債2の仕組みの実質的な意味及びリスクを的確に把握しうるだけの知識や能力を備えていたとは認められない

財産状態も仕組債2に適したものとまではいえない

にもかかわらず

原告へのリスクへの許容の程度を確認することなく、かえってリスクの程度について

過小な評価を告げた

財産状態に関して適合性の内部基準を形骸化するような運用を行って原告を勧誘した
うえ、適合する虚偽の外観を作出した

2 説明義務

仕組債1 ×

パンフレット、損益シミュレーションによって取引の基本的仕組み、リスクを説明
途中売却の方法や途中売却時の最大想定損失額の説明義務は否定

3 指導助言義務

仕組債1 ×

仕組債2 検討なし（適合性原則違反のみ）

【指導助言義務に関する判示】

1 仕組債1について

途中売却するための流通市場が確立されておらず、売却できた場合でも元本を大きく割り込むことがあると認められるところ、途中売却し損失額の拡大を防止できたと認めるに足りる証拠がない。

したがって、当該義務（損失が拡大していく中で途中売却するなど適切な指導助言を行う義務）が履行されていれば途中売却により損失の拡大を防止することができたとする原告の主張は理由がない。

2 仕組債2について

適合性の原則から著しく逸脱した金融商品の取引の勧誘をしてこれを行かせたというべきであるから、不法行為法上違法となると解するのが相当である。

よって、その余の責任原因の存否につき判断するまでもなく、責任を負うというべき。

【過失相殺】

なし